

平成25年 司法処理の状況

送検件数は64件、対前年比1件、1.6%の増加。
 労基法関係は、35件（全体の54.7%）、対前年比6件、20.7%の増加。
 安全衛生法関係は、29件（全体の45.3%）、対前年比5件、14.7%の減少。

平成25年に管下14労働基準監督署（支署）が、送検した司法事件の状況は以下のとおりです。

1 送検事案の傾向について

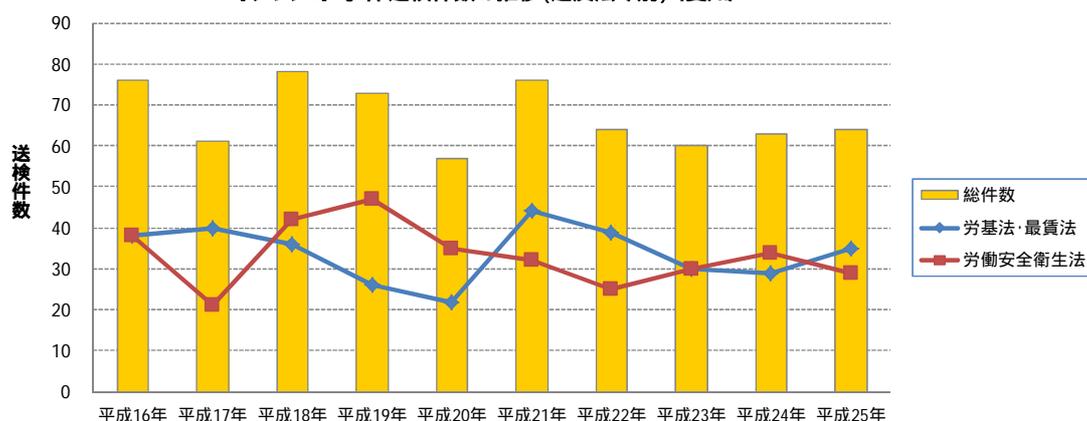
（1）件数の推移 表1、グラフ1 参照

平成25年の送検件数は64件と、前年比1件（1.6%）の増加となりました。

【表1】 過去10年間に於ける司法事件送検状況の推移（愛知）

	違反法令		総件数	主要違反事項別				
	労基法・最賃法	労働安全衛生法		危険防止措置	労災かくし	賃金不払	割増賃金 (賃金不払残業等)	労働時間・休日・ 休養・休暇
平成16年	38	38	76	28	4	31	1	4
平成17年	40	21	61	12	3	27	4	4
平成18年	36	42	78	29	7	27	4	4
平成19年	26	47	73	25	10	21	2	1
平成20年	22	35	57	20	8	14	0	4
平成21年	44	32	76	14	8	35	0	2
平成22年	39	25	64	18	3	25	4	2
平成23年	30	30	60	17	7	22	2	3
平成24年	29	34	63	17	7	23	2	2
平成25年	35	29	64	17	7	21	2	4

【グラフ1】 事件送検件数の推移（違反法令別）（愛知）



(2) 主要違反事項別の内訳 表2、グラフ2 参照

労働基準法・最低賃金法違反 35件

このうち、最も多いものは賃金不払(退職金含む)の21件であり、対前年比2件(8.7%)減少しました。

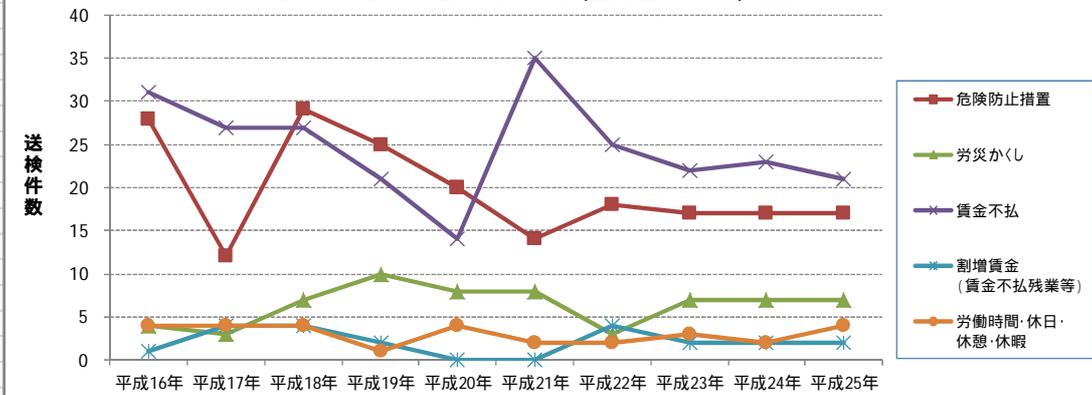
労働安全衛生法違反 29件

このうち、最も多いものは機械等・墜落等の危険防止措置の17件であり、前年と同数でした。

【表2】違反事項別の前年との比較(愛知)

		平成25年	平成24年	増減	25年 構成比
労働基準法、最低賃金法等関係		35	29	6	54.7%
賃金・退職金不払	(第23条、第24条、最4条等)	21	23	2	32.8%
労働時間・休日	(第32条、第35条等)	4	2	2	6.3%
賃金不払残業	(第37条)	2	2	0	3.1%
その他		8	2	6	12.5%
労働安全衛生法関係		29	34	5	45.3%
機械等・墜落等の危険防止措置	(第20条、第21条等)	17	17	0	26.6%
作業主任者の選任等	(第14条)	2	2	0	3.1%
就業制限	(第61条)	1	2	1	1.6%
労災かくし(虚偽報告含む)	(第100条等)	7	7	0	10.9%
その他		2	6	4	3.1%
総送検件数		64	63	1	100.0%

【グラフ2】事件送検件数の推移(主要違反事項別)《愛知》



(3) 業種別の内訳 表3 参照

主な業種別内訳は、製造業が19件(前年12件)と最も多く、次いで建設業が17件(前年24件)、接客娯楽業8件(前年7件)となっています。

【表3】平成25年司法事件の業種別主要違反事項(愛知)

		業種							計
		製造	建設	運輸	商業	病院 社会福祉	接客	その他	
労働基準法、最低賃金法等関係		9	4	2	3	0	7	10	35
賃金・退職金不払	(第23条、第24条、最4条等)	5	3	1	1		5	6	21
労働時間・休日	(第32条、第35条等)	3					1		4
賃金不払残業	(第37条)	1			1				2
その他			1	1	1		1	4	8
労働安全衛生法関係		10	13	2	1	1	1	1	29
機械等・墜落等の危険防止措置	(第20条、第21条等)	4	10		1	1		1	17
作業主任者の選任等	(第14条)	2							2
就業制限	(第61条)	1							1
労災かくし(虚偽報告含む)	(第100等)	2	3	2					7
その他		1					1		2
総送検件数		19	17	4	4	1	8	11	64
構成比		29.7%	26.6%	6.3%	6.3%	1.6%	12.5%	17.2%	100.0%
(業種)									
「製造」:製造業									
「建設」:建設業									
「運輸」:運輸交通業									
「商業」:商業									
「病院・社会福祉」:病院・社会福祉施設等保健衛生の事業									
「接客」:接客娯楽業									
「その他」:貨物取扱業、金融・広告業、保健衛生業、清掃業、その他の事業									

2 今後の対応について

愛知労働局は、労働基準法、労働安全衛生法など労働関係法令の違反に対して、引き続き厳正な態度で臨むこととしており、特に重大・悪質な事案に対しては、積極的に司法処分を行う方針としています。